

四日市市告示第170号

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市集会所補助金交付要綱（昭和55年四日市市告示第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が自らの出資により集会所を建築、<u>購入、修繕及び模様替え</u>（以下「建築等」という。）をする経費を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和57年 四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>修繕 既存の集会所の経年等で劣化した部分について、原状回復を図ることをいう。</u></p> <p>(4) <u>模様替え 既存の集会所の構造・規模等を変えずに、性能の向上を図ることをいう。</u></p> <p>(補助の対象)</p> <p>第3条 集会所補助金の交付対象は、自治会が行う集会所の建築等の事業とする。ただし、市長が認める建築等に<u>要する経費</u>（以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が自らの出資により集会所を建築、<u>購入並びに修繕及び模様替え</u>（以下「建築等」という。）をする経費を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則(昭和57年 四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>修繕及び模様替え 別表に規定するものをいう。</u></p> <p>(補助の対象)</p> <p>第3条 集会所補助金の交付対象は、自治会が行う集会所の建築等の事業とする。ただし、市長が認める建築等に<u>要した経費</u>（以下</p>

「補助対象経費」という。)が、1事業当たり30万円未満のものは除く。

2 補助金の交付の対象となる集会所の建築等は、次に掲げる基準に適合する集会所の建築等とする。

(1) 集会所の敷地及び建物について自治会が使用の権原を有すること。又は予定されていること。

(2) 集会所の敷地及び建物について建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の建築関係法令に適合するものであること。

(補助対象経費)

第4条 前条に定める「補助対象経費」とは、次の各号に該当するものとする。

(1) 集会所本体(机、椅子等集会所の備品以外のものを収納するための部屋は除く。)

(2) カーテン、下駄箱、消火器等の設置経費

(3) 集会所本体以外の附帯施設で、机、椅子等集会所の備品を収納するための倉庫の建築等の経費

(4) 設計料、法令上必要な各種申請料等集会所の建築等に必要経費(ただし、集会所の建築等と同一年度に行うものに限る。)

(5) 別表に定めるもの

2 宅地等開発事業に係る事業で、自治会と開発業者が共同で集会所を建築等する場合、上記第1号から第5号までに定める自治会負担分の経費

3 次の各号に該当する経費は、補助の対象としない。

(1) 用地の取得及び造成に要する経費

(2) 既設建築物の撤去

(3) 敷地内舗装、植栽、車庫、フェンス、

「補助対象経費」という。)が、1事業当たり50万円未満のものは除く。

2 集会所の建築等に関して他の補助金(又は補償)の交付がある場合は、その補助額(又は補償額)は、補助対象経費から除くものとする。

門、自転車置場等の集会所本体以外の附帯施設

(4) 舞台幕、シャンデリア、浴室等の奢侈品

(5) 机、椅子、テレビ等の備品

4 集会所の建築等に関して他の補助金(又は補償等)の交付がある場合は、その補助額(又は補償額等)は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第5条 (略)

2 2以上の自治会が共同で1棟の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、補助対象経費を自治会の数で除した額を各自治会の補助対象経費とみなし、1の自治会当たりの補助金の額を前項の規定により算出し、自治会の数を乗じて得た金額とする。ただし、900万円を上限とする。なお、連合自治会等が管理する集会所の建築等にあたっては、当該連合自治会に加盟する各自治会をそれぞれ1の自治会とみなし、同様の算出方法とする。

3から5 (略)

6 市長が緊急避難所に指定した集会所の修繕及び模様替えて、別表の(3)に規定する集会所の防災上又は安全上必要な工事に該当するものに係る補助金の額は、前5項の規定にかかわらず、前5項の規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額(当該額が360万円を超えるときは360万円とする。)を加算した額とする。

7 集会所の修繕及び模様替えて、別表の(4)に規定する高齢者等の利便性を高めるための工事(バリアフリー化工事)に該当す

(補助金額)

第4条 (略)

2 2以上の自治会が共同で1棟の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、補助対象経費を自治会の数で除した額を各自治会の補助対象経費とみなし、1の自治会当たりの補助金の額を前項の規定により算出し、自治会の数を乗じて得た金額とする。ただし、900万円を上限とする。

3から5 (略)

6 市長が緊急避難所に指定した集会所の修繕及び模様替えて、別表に規定する集会所の防災上又は安全上必要な工事に該当するものに係る補助金の額は、前5項の規定にかかわらず、前5項の規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額(当該額が360万円を超えるときは360万円とする。)を加算した額とする。

るものに係る補助金の額は、第1項から第5項までの規定にかかわらず、当該規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が50万円を超えるときは50万円とする。）を加算した額とする。

第6条 （略）

（事前協議）

第7条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、その代表者は、工事請負等の契約締結前に四日市市集会所補助金交付申請に関する協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に協議しなければならない。

（1）から（6）まで （略）

第8条 （略）

（補助金の交付申請）

第9条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、その代表者は、四日市市集会所補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） （略）

（2）建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき建築主事等の確認を受けなければならない集会所については確認済書の写し

（3）及び（4） （略）

第5条 （略）

（事前協議）

第6条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、その代表者は、工事請負等の契約締結前に四日市市集会所補助金交付申請に関する協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、主たる活動区域を所管する地区市民センター（楠地区については楠総合支所）を経由し、市長に協議しなければならない。

（1）から（6）まで （略）

第7条 （略）

（補助金の交付申請）

第8条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、その代表者は、四日市市集会所補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） （略）

（2）建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき建築主事の確認を受けなければならない集会所については建築確認通知書の写し

（3）及び（4） （略）

<p>(補助金の交付決定等)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、補助金の交付を決定したときは、四日市市集会所補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(完了届)</p> <p><u>第13条</u> <u>第9条</u>の申請に基づく建築等が完了したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、補助金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>限りその効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(補助金の交付決定等)</p> <p><u>第9条</u> 市長は補助金の交付を決定したときは、四日市市集会所補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(完了届)</p> <p><u>第12条</u> <u>第8条</u>の申請に基づく建築等が完了したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第14条</u> 市長は補助金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成29年3月31日</u>限りその効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

別表

区分	内容
(1) (略)	
(2) 集会所の居住性を良好にするための工事	<p>ア 間取の変更等の模様替えを行う工事</p> <p>イ 開口部等を設ける工事</p> <p>ウ 台所、便所を改良する工事</p> <p>エ 建具の取替工事</p> <p>オ 冷暖房設備設置及び修繕工事 (設置工事を要するものに限る。ストーブ、扇風機等可搬できるものは除く)</p> <p>カ 畳の入替え及び表替え工事</p> <p>キ 屋外の給排水工事その他衛生上必要な工事</p> <p>ク その他居住性を良好にするための必要な工事</p>

別表&lt;第2条関係&gt;

区分	内容
(1) (略)	
(2) 集会所の防災上又は安全上必要な工事	<p>ア 基礎又は土台の敷設工事若しくは補強工事</p> <p>イ 柱又は梁等について有効な補強を行う工事</p> <p>ウ 筋かい、火打等による補強工事</p> <p>エ 外壁を防火構造にする等防火性能を高める工事</p> <p>オ 屋根を不燃材料で葺きかえる等の工事</p> <p>カ 避難設備、防災設備及び換気設備の設置工事</p> <p>キ 蓄電・節電設備の設置及び修繕工事</p> <p>ク 防災放送機器の設置及び修繕工事</p> <p>ケ 耐震性を高めるための部材等による設置工事及び修繕工事等</p>

<p><u>(3) 集会所の防災上又は安全上必要な工事</u></p>	<p><u>ア 基礎又は土台の敷設工事若しくは補強工事</u></p> <p><u>イ 柱又は梁等について有効な補強を行う工事</u></p> <p><u>ウ 筋かい、火打等による補強工事</u></p> <p><u>エ 外壁を防火構造にする等防火性能を高める工事</u></p> <p><u>オ 屋根を不燃材料で葺きかえる等の工事</u></p> <p><u>カ 避難設備、防災設備及び換気設備の設置工事</u></p> <p><u>キ 蓄電・節電設備の設置及び修繕工事</u></p> <p><u>ク 防災放送機器の設置及び修繕工事</u></p> <p><u>ケ 耐震性を高めるための部材等による設置工事及び修繕工事等</u></p>	<p><u>(3) 集会所の居住性を良好にするための工事</u></p>	<p><u>ア 間取の変更等の模様替を行う工事</u></p> <p><u>イ 開口部等を設ける工事</u></p> <p><u>ウ 台所、便所を改良する工事</u></p> <p><u>エ 建具の取替工事</u></p> <p><u>オ 冷暖房設備設置及び修繕工事</u></p> <p><u>カ スロープ、手すり、点字ブロック等身体障害者、高齢者等の利便性を高めるための工事(ただし、浴室の設置を除く。)</u></p> <p><u>キ 屋外の給排水工事その他衛生上必要な工事</u></p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------	--

(4) 高齢者等の  
利便性を高めるた  
めの工事

ア 居室、廊下、ト  
イレ、玄関などの段  
差解消工事

イ 出入口部分の  
スロープ設置工事

ウ 和式便器から  
洋式便器への取替  
工事

エ 転倒防止等を  
目的として設置す  
る手すり取付工事

オ その他利便性  
を高めるため必要  
な工事



第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長 印

（連絡先 Tel ー ）

四日市市集会所補助金交付申請に関する協議書

みだしのことについて、下記のとおり補助金の交付申請を行いたいので、四日市市集会所補助金交付要綱第7条の規定により協議いたします。

記

- 1 補助金の種別 [新築・全部改築・修繕・模様替え・その他 ( )]
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の所在
- 4 建築等に要する経費（税込） 円
- 5 建物の構造
- 6 建物の面積 m<sup>2</sup>
- 7 工事予定期日 着工 年 月 日  
竣工 年 月 日
- 8 添付書類
  - (1) 工事費見積書等
  - (2) 設計図（位置図、配置図、平面図、立面図等）
  - (3) 工事予定箇所又は購入予定物件の写真
  - (4) 集会所建築等予算書
  - (5) 土地所有及び利用に関する書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類

第1号様式の次に次の8様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

集会所建築等予算書

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
自治会負担金					
その他補助金 (補償金等)					
市補助金					
計			計		

上記のとおり相違ありません。

自治会名  
代表者氏名 会長

印

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長 印

協 議 済 書

年 月 日付けで提出のあった集会所補助金交付申請に関する協議については、協議を完了したので通知します。

集会所名 \_\_\_\_\_

建築等の経費 \_\_\_\_\_ 円……A

補助対象外経費 \_\_\_\_\_ 円……B

補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円……C (A - B)

うち防災上又は安全上必要な工事費 \_\_\_\_\_ 円

うち高齢者等の利便性を高めるための工事費 \_\_\_\_\_ 円

過去5年間の補助支出額 \_\_\_\_\_ 円

●補助予定額 \_\_\_\_\_ 円

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長 印

（連絡先 TEL ー ）

四日市市集会所補助金交付申請書

四日市市集会所補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の種別 [新築・全部改築・修繕・模様替え・その他 ( )]
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の所在
- 4 建築等に要する経費（税込） 円
- 5 補助申請額 円
- 6 建物の構造
- 7 建物の面積 m<sup>2</sup>
- 8 工事予定期日 着工 年 月 日  
竣工 年 月 日
- 9 添付書類
  - (1) 工事請負契約書、工事請書又は売買契約書の写し
  - (2) 確認済書の写し（建築基準法の規定に基づき建築主事等の確認を受けなければならない集会所の場合）
  - (3) 集会所建築等予算書（第2号様式）
  - (4) その他特に市長が必要と認める書類

第5号様式（第10条関係）

四日市市集会所補助金交付決定通知書

第 号

（自治会名）

（代表者住所）

（代表者氏名）

年 月 日付けで補助申請のあった集会所建築等事業については、次のとおり補助金を交付する。

年 月 日

四日市市長

1 補助金額 金 円

2 条件

- （1） この補助金は、集会所建築等の費用以外の使途に使用してはならない。
- （2） この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
- （3） 市が公共の目的のために、この集会所を使用する場合には優先的に使用を認めること。また、その場合集会所の使用料は免除すること。
- （4） 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は、 年度末まで保存しておくこと。

3 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長 印

（連絡先 Tel ー ）

四日市市集会所補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定通知のあつた集会所建築等の事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市集会所補助金交付要綱第11条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の内容



第7号様式（第12条関係）

四日市市集会所補助金変更決定通知書

第 号

（自治会名）

（代表者住所）

（代表者氏名）

年 月 日付けで補助申請のあった集会所建築等事業の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更する。

年 月 日

四日市市長

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

3 条件

- (1) この補助金は、集会所建築等の費用以外の用途に使用してはならない。
- (2) この補助金の用途については、市が監査を行うことがある。
- (3) 市が公共の目的のために、この集会所を使用する場合には優先的に使用を認めること。また、その場合集会所の使用料は免除すること。
- (4) 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は、 年度末まで保存しておくこと。

4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長 印

(連絡先 Ⅱ — )

集 会 所 工 事 完 了 届

年 月 日付け四日市市 第 号 で補助金の交付決定を受けた集会所建築等の工事は完了したので、四日市市集会所補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

・添付書類

- (1) 集会所建築等収支決算書
- (2) 完成又は購入した集会所の写真（正面部、外部、内部）
- (3) 建築等の費用を支払ったことを証する書類の写し

（この届の際に未払の場合は、補助金の交付後、1ヶ月以内に提出するものとする）

- (4) その他市長が特に必要と認める書類

第9号様式（第13条関係）

集会所建築等収支決算書

（収入の部）

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
自治会負担金 その他補助金 （補償金等） 市 補 助 金			
計			

（支出の部）

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
計			

上記のとおり相違ありません。

自治会名  
代表者氏名 会長

印

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は告示の日から施行する。

(市民文化部 市民生活課)